

令和7年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年2月26日(水) 15:00~16:20

2. 場 所 本山町役場 議員控室

3. 出席委員 (13名)

1番	河邑 一雄 (職務代理者)
2番	澤田 紀夫
3番	右城 雄一
4番	田岡 勇二
5番	澤田 耕一
6番	真鍋 朋三
7番	津田 洋介
8番	松葉 晶夫
10番	澤田 博
11番	伊藤 彰信
12番	松村 茂雄
13番	川口 洋
14番	川村 隆重 (会長)

4. 欠席委員 (1名) 9番 澤田 久典

5. 出席推進委員 (0名)

6. 欠席推進委員 (2名) 和田 裕盛 前田 慎也

7. 農業委員会事務局

局 長	田岡 明
書 記	上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 4番 田岡 勇二 5番 澤田 耕一

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

- 第1 地域計画の意見聴取について
- 第2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 基盤法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- 第4 利用権の修了(農用地利用集積計画)について
- 第5 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

職務代理者: ただいまより、令和7年2月定例会を2回目となりますが、開会いたします。
本日、農業委員の澤田久典委員と推進委員の2名が欠席となっております。

それでは、議事録署名委員は、4番、田岡勇二委員と5番、澤田耕一委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番、「地域計画の意見聴取について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、地域計画は令和6年度に作成するという事になっております。案を作成し、農業委員の方に意見を聴取するという事になっていきますので、今回、担当より説明をさせていただきますと思います。

(別紙資料に基づき説明。)

職務代理者： 事務局より地域計画に対する意見聴取ということで説明がありましたが、今日、資料いただいてすぐ意見等はなかなか出にくいと思いますが、ご意見、ご質問があれば伺いしたいと思います。

この資料は1地区しか出ていませんが、まちづくり推進課へ行けば他の地区の資料も見られるということですか。

事務局： はい。説明が抜かっていましたが、ご協力いただいた協定の皆様については、一度この地図と一覧をお送りして、内容の確認をしていただいておりますが、この色やこの番号は人が間違っている等あれば教えていただければと思います。1ヶ月ぐらいしか期間がありませんが、3月25日までに、お目通しいただければと思います。

職務代理者： 特にないでしょうか。

もしありましたら、先ほど3月25日とも申されましたが、事務局、あるいは担当へ電話等でも構わないと思いますので、よろしくお願いします。

以上でこの件につきましては閉じらせてもらっていいでしょうか。

委員： 異議なし。

職務代理者： それでは、議題2番「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番について説明をさせていただきます。

審議番号1番、P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2、3参考資料)

場所は木能津となります。P2が現地の地図でP3現地の確認写真となっております。

譲受人は令和3年より新規就農者として、経営開始型交付金を受けながら就農しています。木能津権代地区で現在、繁殖肉用牛などを畜産しています。譲り受けた農地は、牧草栽培予定となっております。農作業歴3年、従事日数は350日となっており、問題ないと考えます。

現地確認は、令和7年2月21日に澤田耕一委員と真鍋朋三委員にお願いしました。尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

委員： 補足説明

職務代理者： ただ今、この件につきまして、委員さんからの現地についての補足説明もありました

が、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、本案件につきまして決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いしたいと思います。

委 員： 挙手

職務代理者： ありがとうございます。全員賛成ですので、議題2番、議案審議番号1番につきましては承認されました。

続きまして、議題3、基盤強化法第19条について、審議番号1番につきましては、出席しております[]さんの関連案件ですので、[]さんにつきましては退室をお願いしたいと思います。

([] 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号1番について説明させていただきます。

ページ数は4ページとなっております。(資料に基づき説明) (P5参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

職務代理者： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

職務代理者： 全員賛成ですので、審議番号1番については承認されました。

それでは、[]の入室を認めます。

([] 入室)

続いて、審議番号2番から24番について、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3号、審議番号2番から24番について一括で提案いたします。

審議番号2番、P4をご覧ください。(資料に基づき説明) (P6参考資料)

本案件は、利用権設定で、新規設定の案件です。

つづきまして、審議番号3番は、P7をご覧ください。(資料に基づき説明) (P8参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号4番は、P7をご覧ください。(資料に基づき説明) (P10参考資料) 本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号5番は、P9をご覧ください。

(資料に基づき説明) (P11参考資料) 本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号6番は、P12をご覧ください。

(資料に基づき説明) (P 1 3 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号7番は、P 1 2をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 1 5 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号8番は、P 1 4をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 1 6 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号9番は、P 1 7をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 1 8 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号10番は、P 1 7をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 1 9 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号11番は、P 2 0をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 2 1 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号12番は、P 2 0をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 2 4 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号13番は、P 2 3をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 2 5 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号14番は、P 2 3をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 2 7 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号15番は、P 2 6をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 2 8 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号16番は、P 2 9をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 3 0 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号17番は、P 3 1をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 3 2 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号18番は、P 3 1をご覧ください。

(資料に基づき説明) (P 3 3 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号19番は、P 3 4をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 3 5 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号20番は、P 3 4をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 3 6 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号21番は、P 3 7をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 3 8 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号22番は、P 3 7をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 4 0、4 1 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号23番は、P 3 9をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 4 2 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号24番は、P 4 3をご覧ください。
(資料に基づき説明) (P 4 4 参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

職務代理者： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号2番から24番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
す。

委 員： 挙手

職務代理者： 全員賛成ですので、審議番号2番から24番については承認されました。

つづきまして、審議番号25番については[]の関連案件ですので、退室をお願いします。

([] 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号25番について提案いたします。
P 4 3をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 4 5 参考資料)
本案件は、利用権設定で新規設定の案件です。貸付人の[]は9月の定例農業委員会の際に、農地法3条の売買による所有権移転で[]より耕作するということで農地を譲り受けた案件です。農地法3条は耕作するということで、譲り受けます。今

回、この借受人である[]は大石で新規就農者としてそして担い手として頑張ってやっておられます。[]もご自身で作られている農地もありますが、今後、若い担い手である[]の農地集積に協力するということで、今回、この利用権の設定をしたところです。

職務代理者： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、審議番号25番について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

職務代理者： 全員賛成ですので、審議番号25番については承認されました。
それでは、[]の入室を認めます。

([] 入室)

続いて、議題4の利用権の終了について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。
P46をご覧ください。(資料に基づき報告)

職務代理者： 議題4について事務局より報告がありました。
議題5番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

(報告事項の確認)

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、3月18日(火) 本山町役場3階議場ということで承認いただいているので、開始時間の協議をお願いします。

会 長： 3月18日8時30分からでお願いします。

事務局： 今まで毎月10日前後で農業委員会の定例会を開催していました。4条、5条が出てきた際に農業委員会で承認された案件を県に提出します。県の常任委員会が毎月25日ぐらいに会があるので、事務処理上、可能な月は、25日あたりに開催できないでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： 問題ないということです。2月2回目の定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。